

令和 7 年 9 月 森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和 7 年 9 月 3 日（水） 午前 9 時 3 0 分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和 7 年 9 月 3 日（水） 午前 9 時 3 0 分

4 応 招 議 員

1 番議員 桼 原 雄 太

3 番議員 高 木 幸 広

5 番議員 鈴 木 哲 司

8 番議員 川 岸 和 花 子

10 番議員 加 藤 久 幸

12 番議員 西 田 彰

2 番議員 小 澤 由 彦

4 番議員 佐 藤 嘉 彦

7 番議員 佐 藤 明 孝

9 番議員 岡 戸 章 夫

11 番議員 中 根 信 一 郎

5 不 応 招 議 員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 6 番議員 清 水 健 一

8 地方自治法第 121 条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 太 田 康 雄

教 育 長 野 口 和 英

危機管理課長 鈴 木 知 寿

財 政 課 長 鈴 木 俊 久

副 町 長 村 松 弘

総 務 課 長 平 田 章 浩

政策企画課長 鈴 木 勇 登

税 務 課 長 長 野 了

住民生活課長	森下友幸	福祉課長	中村貢
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	緩鹿英文	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	榊原一嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 会議に付した事件

議案第47号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第48号 森町監査委員の選任について

議案第49号 森町教育委員会委員の任命について

議案第50号 森町一般職の任期付職員の採用に関する条例について

議案第51号 森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 森町天方総合センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第53号 令和7年度森町一般会計補正予算（第4号）

議案第54号 令和7年度森町一般会計補正予算（第5号）

議案第55号 令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第56号 令和7年度森町病院事業会計補正予算（第1号）

議案第57号 東遠学園組合規約の変更について

認定第1号 令和6年度森町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和6年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

- 認定第 4 号 令和 6 年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 6 年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 6 年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 6 年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 6 年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 9 号 令和 6 年度森町公共下水道事業会計決算認定について
- 認定第 10 号 令和 6 年度森町病院事業会計決算認定について

<議事の経過>

議 長

(中根信一郎 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年 9 月森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すようお願いをいたします。

ここでお諮りします。

森町議会会議規則第 51 条に「会議において発言しようとする者は、起立して『議長』と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。」とあります。本定例会は、感染症対策を継続するため、着座のまま挙手をして、「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長

(中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、発言するときは、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、
5番鈴木哲司君及び7番佐藤明孝君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの20日間にしたい
と思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月22日までの20日間に決定し
ました。

日程第3、「報告事項」を議題とします。

「議員派遣(専決処分について)」は、議長において専決処分し
ましたので報告します。

また、監査委員から「例月出納検査の結果について」、町長から
「令和6年度財政健全化判断比率等報告について」、「第33期(株)
アクティ森計算書類及び第34期事業目標について」以上3件の報
告が来ております。サイドブックに掲載のとおりでございます
ので、御了承願います。

日程第4、議案第47号「専決処分の報告承認を求めることにつ
いて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めま
す。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第47号「専
決処分の報告承認を求めることについて」、提案理由の説明を申し

上げます。

令和7年度森町一般会計補正予算（第3号）の専決処分でございますが、令和7年8月16日から17日にかけての豪雨により被災した公共施設等の復旧に対して、早急な対応を行うため、令和7年8月20日に専決処分を行ったものであります。

参考資料を配付させていただいておりますが、8月16日から17日にかけての豪雨は、連続雨量が三倉観測所での数値で、242ミリメートル、時間最大雨量については、三倉観測所での数値で、17日0時から1時に74ミリメートルを観測しており、猛烈な豪雨となりました。

さて、本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ35,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,576,993千円とするものであります。

6ページ、第2表、地方債補正につきましては、公共土木施設災害復旧事業の限度額の変更を行うもので、準用河川大洞院川災害復旧工事に係る設計業務委託料の財源として、増額するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、11款1項3目、治山施設災害復旧費5,000千円につきましては、山からの土砂流出や護岸洗掘に対応するための崩土除去等作業手数料でございます。

2項1目、公共土木施設災害復旧費30,000千円のうち崩土除去等手数料18,000千円につきましては、町道への土砂流出、崩土・倒木除去、排水路の閉塞等に対応するための崩土除去等作業手数料でございます。

測量設計業務委託料12,000千円につきましては、準用河川大洞院川の公共土木施設災害復旧工事に係る測量設計業務委託料でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、20 款 1 項 1 目、繰越金 23,000 千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

22 款 1 項 9 目、災害復旧債 12,000 千円につきましては、準用河川大洞院川の公共土木施設災害復旧工事に係る測量設計業務分の財源として計上するものでございます。

以上が専決処分に係る令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 3 号）の内容でございます。よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

（ 川岸和花子 君 ）8 番、川岸でございます。

今回の 8 月 16 日からの豪雨によりまして、約 50 件の被災状況であります。町の職員には日曜日にも関わらず、早い対応をしていただいたと感じて、感謝をいたします。

それで、産業課分、建設課分ございますが、この被災状況の参考資料を拝見させていただいておりまして、業者依頼（対応済）と業者依頼で止まっている案件があるのは、少し大きいところなのかなと想像するのですが、この対応済みになっていないところはどうかということでしょうか。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）産業課長。

産業課長

（ 栗田俊助 君 ）産業課長です。

川岸議員の御質問にお答えさせていただきます。

参考資料でございますけども、産業課分でいいますと 7 件、今回の豪雨によりまして、箇所がございました。作業依頼と一番下の 7 番のところは、作業依頼して、作業完了しているというところでございますが、1 番から 6 番につきましては、今業者に依頼しておりますが、発注はかけておりますけれども、まだ完了まで行っていないというところが 6 か所でございます。産業課としては以上でございます。

議 長
建設課長

(中根信一郎 君) 建設課長。

(緩 鹿 英 文 君) 建設課長です。

ただいまの産業課長からの答弁にもありましたとおり、建設課分としましては42件、トータルで被災がありました。そのうち8件が対応済みになってない箇所があります。全て業者さんには発注をかけていまして、中には倒木の処理はできたのだけど、まだ崩土とか、そういうところが取れてないとか、そういったことがあります。基本的には全て対応依頼をかけてあるということになっています。公共災害をとる2件以外、残りの40件については、8割ほど、現状復旧の対応が済んでいるというような状況になっております。以上です。

議 長
8番議員

(中根信一郎 君) 8番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 分かりました。

今回、測量設計業務の委託がある準用河川大洞院川の護岸のことですけれども、資料からいくと、1番と26番と39番が同じ大洞院川、これは同じ箇所なのか、また、この12,000千円の測量設計業務で、どれぐらいの規模になるのかというか、どういう内容の大洞院川の改修になるのか、説明をお願いします。

議 長
建設課長

(中根信一郎 君) 建設課長。

(緩 鹿 英 文 君) 建設課長です。

ただいま公共災害の2件の質問ですけど、配付資料で言いますと、26番の大洞院川の護岸の崩壊、39番の大洞院川の護岸の洗掘という2か所、それ以外の箇所については一般の手数料で対応できる部分という中で、この2件が公共災害をとっていくということで、委託を今回させていただいているということになります。場所については、26番につきましては、これについては宮代大洞院線の町道からフォレスカントリーに入る入口から少し上流に上がった部分になります。それについては令和4年、令和5年の災害にて復旧した部分の上下流を復旧しているわけですけど、残っているその左岸側の部分が、今回崩壊しているというところにな

ります。もう1件、39番につきましては、大洞院のすぐ付近のところ、ここについても、令和4年の災害で復旧した部分の、残った右岸の部分の災害であります。これにつきましては、測量設計をかけまして設計業務を進める中で、これから事業費が出ていくということになりますので、まだ現時点で、どのくらいの工事になるかということは想定できておりません。以上です。

議 長
8 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 大洞院川については、以前災害復旧した辺りが両方ともということですから、地元の人にしたらまた同じところか、みたいな印象があるかと思うのですけれども、そこは災害復旧したにも関わらず、特に大洞院のそばの辺りは復旧したにも関わらずまた被災したということは、何か原因があったのでしょうか。

議 長
建設課長

（ 中根信一郎 君 ） 建設課長。

（ 緩 鹿 英 文 君 ） 建設課長です。

ただいまの川岸議員の質問についてですけど、それこそ災害復旧するとなると、被災した部分のみの対応ということになります。そうしますと、基本的な復旧としますと、ブロック積みで堤防護岸を作っていくということになりますけど、それ以外の箇所につきましては、堤防のうち護岸の構造物がないものですから、どうしても弱くなってしまうということで、一番理想で言えば、河川改修で整備できるのがベストですけど、どうしてもこういう災害というような中で、施工できる範囲も決まってくるので、状況を見ながら、徐々に直していくというところで、地元の人にも一応理解をいただいているということで考えております。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

（ 佐 藤 明 孝 君 ） 産業課、建設課、この度の被災箇所の工事関係については大変な御苦労されていると思います。

まず一つお聞きしたいのは、被災された場所が多岐にわたって

おります。そして被災状況もいろいろな種類が述べられておりますけれども、まず一つ、35,000 千円という金額の補正ですが、これで全て賄えるのかどうか、新たにまた補正を組まなければいけないようなこういった状況になるのか、まずそこら辺の見通しをお願いしたいと思います。

議長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

佐藤議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回、豪雨によりまして、産業課分といたしましては7か所、治山の補正を今回上程さしていただいております。見て回っておりますと、前回の雨の影響かどうか分かりませんが、その後も現地をいろいろパトロール等しておりますので、そういった中でこの箇所以外にも出てくる可能性はあるかなとは思いますが、今の状況でいきますと、急激に雨が降ってくるということになりますので、今回の雨の場合の修繕、手数料につきましてはこの箇所で済むと思いますが、現場を見て回りますと、なかなかここも危険になっているような場所も見受けられるところもありますので、今後そういったところが、どうなるかというところが心配しているところでございます。以上です。

議長
建設課長

(中根信一郎 君) 建設課長。

(緩鹿英文 君) 建設課長です。

佐藤議員の御質問についてですけど、産業課同様、建設課分としましては、先ほど言いました42件あります。基本的には業者さんに1回現場を見ていただきまして、大体の概算の事業費、手数料を弾いていると、職員がパトロールで見つけたようなところについても、業者さんに見ていただいて、出してもらっているということで、建設課分としまして手数料18,000千円を今回専決させていただきたいと出しておりますけど、基本的に今回の災害においての対応ということであれば、この辺りで対応ができるのかなと。ただ産業課長からもあったように、そういうパトロール、現状の作

業をする中で、新たなものが見つかってきたとき、そういったときにはまた対応も考える必要が出てくるかなと思っております。

あと、公共災害をとる2件につきましては今回、測量の委託料ということで出させてもらっております。これについては、今後設計等が終わりましたら、また工事費につきましては改めて、この2件については、補正予算等で対応いただきたいということになります。以上です。

議 長
7 番議員

(中根信一郎 君) 7 番、佐藤明孝君。

(佐 藤 明 孝 君) 分かりました。

もう1点ですが、各被災場所全てに業者依頼もしくは対応済という形で書かれてございます。多岐にわたるこの場所ですが、業者というのは、当然森町の業者さんにもお声をかけていただいていると思うのですが、森町内の業者さん、町外の業者さん、割合的にはどちらの方が多くなっているのでしょうか。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

佐藤議員の再度の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

今回産業課分といたしましては、全て町内業者にお願いをしているというところでございます。

議 長
建設課長

(中根信一郎 君) 建設課長。

(緩 鹿 英 文 君) 建設課長です。

建設課としましても42件、公共災除き40件ですけど、全て町内業者に依頼していると。やはり現場を承知、精通していたり、地元の人に話ができたりしやすいということもありまして、基本全て町内業者さんに依頼をしているということになります。

測量設計につきましては、設計業者さんということで、これについては昭和設計ということで、町外のコンサルさんに委託をしています。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

これから議案第 47 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 47 号は原案のとおり承認されました。

日程第 5、議案第 48 号「森町監査委員の選任について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長

(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 48 号「森町監査委員の選任について」提案理由の説明を申し上げます。

町の監査委員の定数につきましては、地方自治法第 195 条第 2 項の規定に基づき二人と定められております。また、選任につきましては、同法第 196 条第 1 項の規定により、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者、いわゆる有識者の監査委員一人及び議員の内から一人を議会の同意を得て選任することになっております。

本案は、監査委員のうち、朝比奈篤氏が 9 月 30 日をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を監査委員として選任いたしたく提案するものであります。同氏は、令和 3 年 10 月 1 日監査

委員に就任以来、豊富な知識と経験を生かされ、監査委員としての手腕を発揮し、その職務の遂行は極めて公正かつ的確であります。加えて人格、見識ともに申し分ない人であると存じますので、再度、朝比奈篤氏を選任いたしたく議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (中根信一郎 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第48号は同意することに決定しました。

日程第6、議案第49号「森町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第49号「森

町教育委員会委員の任命について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員の佐藤佐和子氏が、令和7年9月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き、同氏を森町教育委員会委員として任命したく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。同氏は、令和3年10月1日から教育委員に就任され、以来1期4年お務めいただき、保育園の勤務や飯田小学校のPTA副会長、学校運営協議会委員など学校活動に携わられた経験を生かして、森町の教育の振興に御尽力をいただきました。人柄も良く、豊かな見識と公平な判断力を持っておられる人であり、3人のお子様を育てられている母親として今後も町の教育振興に貢献していただけるものと確信しておりますので、再任をお願いすべく提案するものであります。なお、任期は、令和7年10月1日から令和11年9月30日までの4年間となります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (中根信一郎 君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者多数)

議 長 (中根信一郎 君) 異議なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 49 号は同意することに決定しました。

日程第 7、議案第 50 号「森町一般職の任期付職員の採用に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 50 号「森町一般職の任期付職員の採用に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものであります。

森町を取り巻く状況は、人口減少と高齢化の進行、そして D X (デジタルトランスフォーメーション) の加速など、目まぐるしく変化しております。このような状況下で、私たちが町民の皆様の期待に応え、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、より多様な人材を確保する必要が増していることから、公務に有用な専門的な知識や経験等を有する者を任期を定めて採用できるよう条例を制定するものであります。なお、任期につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に「5 年を超えない範囲内で任命権者が定める」と規定されております。また、本条例の制定により、森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正が必要なため、附則第 2 項で改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (中根信一郎 君) 日程第 8、議案第 51 号「森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につい

て」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 51 号「森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

6 月議会でお認めいただいた「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」により、部分休業については、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態に加え、1 年につき 10 日相当を超えない範囲内の形態を新たに設けることとなりました。本案は、その部分休業の運用に合わせて必要な改正を行うものでございます。

第 16 条第 2 項の改正部分につきまして、現行の部分休業の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態では 1 日の勤務時間の一部のみが勤務しない時間でありましたが、新たに設けられた 1 年につき 10 日相当を超えない範囲内の形態では 1 日の全部を勤務しない時間とすることが可能なため、案のとおり改正するものでございます。なお、本案は令和 7 年 10 月 1 日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 (中根信一郎 君) 日程第 9、議案第 52 号「森町天方総合センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めま

す。

町長、太田康雄君。

町 長

（ 太 田 康 雄 君 ）ただいま上程されました議案第 52 号「森町天方総合センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、改装を進めております天方コミュニティ防災センターが、完成の見通しが立ったことから、関連する「森町議会の議決に付さなければならない公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例」、「森町コミュニティ防災センターの設置、管理及び使用料に関する条例」及び「森町天方生活改善センターの設置、管理及び使用料に関する条例」の 3 条例について、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、「森町議会の議決に付さなければならない公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例」について、第 1 条で天方生活改善センターの廃止に伴う削除及び天方総合センターの追加、「森町コミュニティ防災センターの設置、管理及び使用料に関する条例」について、第 2 条で天方総合センターの追加、「森町天方生活改善センターの管理及び使用料に関する条例」について、附則において森町天方生活改善センター廃止に伴い条例を廃止するものでございます。なお、施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日といたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）日程第 10、議案第 53 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ）本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

（ 太田康雄 君 ）ただいま上程されました議案第 53 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 4 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,686 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,581,679 千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、3 款 1 項 6 目、物価高騰対応重点支援給付金事業費 4,686 千円につきましては、令和 6 年度に物価高騰対策として実施した定額減税及び調整給付金において、不足が生じた人に対して、不足額給付として給付金を支給いたします。この給付金対象者の選定を確定した税情報に基づいて行うためには、システムが必要となることから、システム改修費を計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、15 款 2 項 1 目、総務費国庫補助金 4,468 千円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、推奨メニューで示されている限度額のうち、予算未計上分の交付金額及び不足額給付に対する事務費分として示されている限度額を計上するものでございます。

20 款 1 項 1 目、繰越金 218 千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

以上が、「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 4 号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）日程第 11、議案第 54 号「令和 7 年度森町一般会計補正（第 5 号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ）本案について、提案理由の説明を求めま

す。

町長、太田康雄君。

町 長

（ 太 田 康 雄 君 ）ただいま上程されました議案第 54 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 5 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 242,041 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,823,720 千円とするものであります。

8 ページ、第 2 表、債務負担行為補正につきましては、宮園小学校・森小学校調理場調理等業務委託料について、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 か年で、限度額 253,000 千円の債務負担を設定するもので、学校給食を安心・安全に供給することを目的として、複数年契約の締結及び令和 8 年 4 月 1 日から業務を行うため、本補正予算にて追加を行うものでございます。

9 ページ、第 3 表、地方債補正につきましては、上段 1 追加では、「その他公共施設災害復旧事業」について、町営住宅天宮団地西側斜面実施設計業務委託が当初予算計上分を含めて起債対象事業となることが判明したため、計上するものでございます。また、下段 2 変更では、「地域活性化事業」については、遠州の小京都リノベーション推進計画に基づく、旧児童館跡地等整備実施設計業務委託の財源として、「緊急自然災害防止対策事業」につきましては、町単独河川改修事業普通河川かじや沢改修工事の財源として、それぞれ限度額を増額するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10 ページ、2 款 1 項 5 目、財産管理費 1,210 千円につきましては、日本放送協会に対しての受信料支払いでございまして、本年に入り、地方公共団体が所有する公用車でテレビが閲覧できるものについて、受信契約ができていない事例が判明し、本町においても契約状況を調査したところ、一般会計分で 10 台の契約漏

れが判明し、その後、日本放送協会と受信料について協議を行い、先日受信料が確定したことから必要額を計上するものでございます。

3款1項1目、社会福祉総務費 3,300 千円につきましては、かねてから森町遺族会から要望をいただいております平和祈念碑建立につきまして、先の大戦の終結から 80 年となりますことから、建立場所の検討を行っていましたが、森町総合体育館の敷地内に建立場所を決定いたしましたので、建立に要する経費を計上するものでございます。

4目、老人福祉費 7,711 千円につきましては、認知症高齢者グループホームたんよりが実施する、非常用自家用発電機の設置経費を補助する地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金でございます。

11・12 ページ、4款1項5目、診療所費 100,000 千円につきましては、本年度途中の資金状況を勘案し、森町病院の経営基盤強化のため、繰り出しを行うものでございます。

7款1項4目、観光費 25,850 千円のうち、説明欄 0001 観光事務費 1,100 千円につきましては、現在取り組んでおります遠州の小京都リノベーション推進事業により整備を進めている、まち中から城下地区に続く元開橋から太田川ダム周辺の吉川沿いのエリアについて、森町体験の里アクティ森、コテージアクティ、半夏生の里、吉川キャンプ場、太田川ダム、かわせみ湖に加え、古道トレイルなどを活かした観光地の整備を進め、魅力を向上させるための取組の実施に向け、「観光地エリア景観計画」を策定するための業務委託料でございます。

説明欄 0005 遠州の小京都リノベーション推進事業 24,750 千円につきましては、旧児童館跡地及び周辺地域整備に向け、旧児童館及び旧静岡銀行森町支店跡地に拠点となる施設の整備を進めるための基本設計及び実施設計と、引き続き旧児童館跡地及び周辺地域整備に向けた企画プロデュースを行うための業務委託料でござ

ざいます。

13・14 ページ、6 目、森町体験の里振興費 18,799 千円につきましては、本年 3 月 31 日にヤマハ発動機株式会社と森町が双方の資源を活用し、地域活性化を目的とした包括連携協定を締結いたしました。協定内で連携する事項の一つとして、自転車（マウンテンバイク等）を活用した取組があり、今回は、森町体験の里アクティ森の一部にマウンテンバイクパークを整備し、マウンテンバイクの普及、及びアクティ森への波及・相乗効果を狙うものでございます。整備事業費用として、コース整備手数料やホームページ作成業務委託料、子供用も含む自転車の購入費などを計上しております。

8 款 2 項 2 目、道路維持費 15,800 千円につきましては、緊急性を要する道路の維持管理、舗装補修等に対応するため、追加をお願いするものでございます。

15・16 ページ、3 目、道路新設改良費 9,500 千円のうち、説明欄 0006 スマート I C 関連道路改良事業 8,400 千円につきましては、物流 2024 年問題や企業誘致対策、スマート I C のさらなる利用増進のため、遠州森町スマート I C の車長制限の解除に向け、令和 6 年度に実施した課題整理を踏まえ、具体的に改修が必要な箇所に対して、概算費用を算出し、実施の有無を判断するために委託料を計上するものでございます。

3 項 2 目、河川維持改修費 34,037 千円のうち、説明欄 0002 町単独河川改修事業 33,237 千円につきましては、三倉地内の普通河川かじや沢改修工事及び県道山梨一宮線築造に伴う水路付替えに要する用地購入費などを計上するものでございます。

4 項 4 目、公園費 4,000 千円につきましては、現在進めております旧周智高校跡地公園整備において、近年の豪雨による冠水対策として、公園内に雨水を貯留する施設の設置について検討するための業務委託料でございます。

17・18 ページ、10 款 2 項 1 目、学校管理費 5,000 千円につつま

しては、当初予算でお認めいただいた、森小学校修景整備工事の追加分でございます。計画では補償による一部移転が必要としていたグラウンド内にある防球ネットについて、改めて専門業者と現場の確認をした結果、支柱の太さや間隔が一般的な規格に合っていないことが判明し、優先的に対策を図ったため、関係する経費について追加をお願いするものでございます。

6項4目、文化財保護費 3,528 千円につきましては、現在進めております旧藤江勝太郎家改修事業について、外構を含めた活用プランを検討する中で、奥座敷から眺める庭の敷地を確保するとともに、駐車場等スペースとして活用するため、隣接地所有者と土地の取得について協議をいたしました結果、御理解をいただくことができましたので、土地購入費及び建物の解体工事費等の経費を計上するものでございます。

19・20 ページ、11 款 1 項 1 目、農業用施設災害復旧費 7,000 千円につきましては、8 月 16 日から 17 日の豪雨により、陸実用水の導水管周りのコンクリート破壊が拡張され、ヒューム管がむき出しの状態となってしまったため、管の保護を図るための修繕費でございます。

2 項 1 目、公共土木施設災害復旧費 3,000 千円につきましては、今後見込まれる災害対応のため、追加をお願いするものでございます。

3 項 1 目、その他公共施設等災害復旧費 2,200 千円につきましては、町営住宅天宮団地西側斜面における災害復旧事業について、当初町有地のみの復旧で計画をしておりましたが、町営住宅天宮団地及び駐車場を自然災害から守るには、隣接地も対象とし、対策範囲を拡張することで、大きな効果が得られることから、隣接地所有者と協議を行い、過日協議が整いましたので、隣接地分の測量業務や区域の確定業務について、追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

5・6 ページ、16 款 1 項 4 目、土木費県負担金 2,437 千円につきましては、県道山梨一宮線築造に伴う用地購入費に対する県からの負担金でございます。

2 項 2 目、民生費県補助金 7,711 千円につきましては、認知症高齢者グループホームたんよりが実施する非常用自家発電機の設置に対する補助金でございます。

19 款 2 項 7 目、ふるさと応援基金繰入金 53,977 千円につきましては、遠州の小京都リノベーション推進事業、マウンテンバイクパーク整備事業、スマート I C 関連事業などの財源として、基金から繰り入れるものでございます。

20 款 1 項 1 目、繰越金 128,165 千円につきましては、財源調整に係る前年度繰越金でございます。

21 款 3 項 3 目、雑入 1,883 千円につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合から、令和 6 年度事業の精算に伴う負担金の返還でございます。

7・8 ページ、22 款 1 項 5 目、商工債 9,900 千円につきましては、旧児童館跡地等整備実施設計業務委託料に対する、地域活性化事業債でございます。

6 目、土木債 30,000 千円につきましては、普通河川かじや沢改修工事に対する緊急自然災害防止対策事業債でございます。

9 目 災害復旧債 7,300 千円につきましては、町営住宅天宮団地西側斜面災害復旧事業について、当初予算計上分も含めて起債対象事業となることが判明したため、計上するものでございます。

以上が、「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 5 号）」の概要でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） ここで一旦休憩をいたします。

（ 午前 10 時 30 分 ～ 午前 10 時 40 分 休憩 ）

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 12、議案第 55 号「令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

		職員に議案を朗読させます。
		(職 員 朗 読)
議 長		(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。
		町長、太田康雄君。
町 長		(太田康雄 君) ただいま上程されました議案第 55 号「令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」について、提案理由の説明を申し上げます。
		本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,506 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,976,837 千円とするものであります。
		それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。
		7・8 ページ、7 款 1 項 2 目、償還金 2,506 千円につきましては、令和 6 年度事業の実績に基づく精算による補助金等の返還でございます。具体的には、国民健康保険システム改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費等補助金と第三者行為等に係る精算により保険給付費等交付金普通交付金を返還するものでございます。
		次に、歳入について申し上げます。
		5・6 ページ、7 款 1 項 1 目、前年度繰越金 2,506 千円につきましては、財源調整としての計上でございます。
		以上が、「令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。
議 長		(中根信一郎 君) 日程第 13、議案第 56 号「令和 7 年度森町病院事業会計補正予算(第 1 号)」を議題とします。
		職員に議案を朗読させます。
		(職 員 朗 読)
議 長		(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

（ 太田康雄 君 ）ただいま上程されました議案第 56 号「令和 7 年度森町病院事業会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算の第 2 条につきましては、予算第 3 条に定めた「収益的収入及び支出の予定額」の収入について、第 1 款病院事業収益第 2 項医業外収益 222,809 千円に 100,000 千円を追加し、322,809 千円とし、病院事業収益の予定額を 3,010,311 千円とするものであります。この医業外収益 100,000 千円の増額につきましては、9 月に企業債元利償還金の支払い等が予定されており、それに伴う運営資金として、一般会計から他会計負担金として補正計上するものであります。

第 4 条につきましては、予算第 9 条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を 100,000 千円増額し、457,000 千円とするものであります。

第 5 条につきましては、予算第 6 条で定めた「一時借入金」の限度額を 100,000 千円減額し 1,000,000 千円とし、予算第 5 条から 11 条までを 1 条ずつ繰り下げ、新たに第 4 条の次に第 5 条を追加して「債務負担行為」を設定するものであります。この債務負担行為につきましては、現在行っている医事業務委託並びにスタッフユニフォームのリースについて、契約期間が令和 7 年度末で終了することに伴い、次期契約期間を、医事業務委託については、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間、ユニフォームリースについては、次期契約期間を令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間とするもので、令和 8 年 4 月から円滑に業務を開始するため、業者選定と準備作業等を本年度中に実施するものであります。

以上が、「令和 7 年度森町病院事業会計補正予算（第 1 号）」の内容でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）日程第 14、議案第 57 号「東遠学園組合規約の変更について」を議題とします。

		職員に議案を朗読させます。
		(職 員 朗 読)
議 長		(中根信一郎 君) 本案について、提案理由の説明を求めます。
		町長、太田康雄君。
町 長		(太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第 57 号「東遠学園組合規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。
		本案は、掛川市、菊川市、御前崎市及び森町の 3 市 1 町で構成する東遠学園組合規約の一部を変更するものであります。
		今回の規約の変更は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）により、新たに障害福祉サービスの「就労選択支援」に関する条項が加わり、組合規約において引用している条文の項ずれが生じたため、組合規約の一部を変更するものであります。なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 84 号）により、前述の法改正の施行期日が令和 7 年 10 月 1 日と定められたことに伴い、組合規約の一部を変更する規約の施行日についても、同日とするものであります。
		規約を変更するに当たり、地方自治法第 290 条の規定により、組合を構成する市町議会の議決を求めるものでございます。
		以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。
議 長		(中根信一郎 君) ここでしばらく休憩します。
		(午前 10 時 50 分 ～ 午前 10 時 51 分 休憩)
議 長		(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
		日程第 15 号、認定第 1 号「令和 6 年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第 21、認定第 7 号「令和 6 年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」まで認定 7 件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (中根信一郎 君) 本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま一括して上程されました認定第1号から第7号までの各会計決算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度の当町を振り返りますと、令和6年元日発生の能登半島地震からの復興や8月の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の初めての発表から、改めて防災・減災と災害に対する備えの重要性を認識した年となりました。また、町民一人一人の豊かな暮らしの実現と、多様な交流を育み、誰もが明るい未来を描くことができる環境を整えていくため、まちづくりの中長期的な指針となる「第9次森町総合計画」の9年目を迎え、総仕上げとなってくる年でありました。加えて、私の町長3期目の任期、最初の年となることから、総合計画に掲げるまちの将来像「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現に向け、今ある歴史、伝統文化、自然といった森町の価値や地域資源とポテンシャルを生かし、そこにリノベーション手法による改善、改革を加えることで持続可能なまち、サステナブルなまちを創る「森のバージョンまちづくり」を進めるため、「森のバージョンまちづくりスタートアップ」の年として、各種事業に多くの皆様方の御理解をいただきながら着手することができましたこと、厚く御礼申し上げます。

初めに、私が3期目のマニフェストに掲げた「三つのまちづくり」に沿って、主要な取組を申し上げさせていただきます。

「1 移住者、定住者に選ばれる『住みたいまち、住み続けたいまち』」としましては、移住定住対策として、移住者モデル地区及び移住者向けのガイドブックを作成する「集落×移住者マッチング事業」や空き家対策として、空き家管理認定業務支援委託事業

を新たに開始しました。また、子育て、教育の充実としましては、新たに町単独事業として、第2子以降の保育料を無償化する「保育料無償化拡充事業」、小・中・高の新入学児童・生徒に対して、応援金を給付する「森っ子就学応援事業」や森中学校への給食配送を可能とするための改修事業を行いました。

「2 民間活力と連携した『活気あふれる産業と交流のまち』」としましては、遠州の小京都リノベーション推進計画に基づき、旧児童館跡地及び周辺地域整備基本計画策定や旧周智高校跡地における森町都市公園基本計画策定、城下地区歴史的資源活用まちづくり事業等に着手してまいりました。

「3 赤ちゃんから高齢者まで『だれにもやさしいまち』」としましては、安心・安全を確保する事業として、町内会への防犯カメラ設置に対する助成、天方コミュニティ防災センター改装設計業務や土のうステーション設置事業に取り組みました。また、自然環境保護につきましては、地球温暖化防止対策として、保健福祉センター照明器具LED化改修工事を新たに実施しました。

このほか、喫緊の課題に対応するため、随時補正予算を編成し、物価高対策、災害復旧事業や町内会からの要望事項等などに迅速に対応するように努めました。

おかげをもちまして、各特別会計を含め予定しておりました事業が執行できましたことを、厚くお礼申し上げます。

それでは、最初に認定第1号「令和6年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

一般会計決算の概要につきましては、「一般会計決算説明資料」を作成いたしましたので、お手元の説明資料に沿って説明させていただきます。なお、読み上げは千円単位までとさせていただきます。

最初に1ページを御覧ください。決算規模は、歳入総額113億336万円、歳出総額104億6,420万9,000円となり、前年度と比較しますと、歳入では1億6,604万円増加し、プラス1.5パーセ

ント、歳出では2億1,630万8,000円増加し、プラス2.1パーセントとなりました。なお、資料にはございませんが、歳入予算に対する歳入決算の比率は92.5パーセント、歳出予算に対する執行率は85.6パーセントとなっております。これは、土木費の交通安全対策事業（森・天宮地区）、災害復旧費の現年発生林道補助災害復旧事業等について、予算総額で8億6,273万2,000円を令和7年度へ繰り越したことに起因するものでございまして、令和7年度へ繰り越しました事業を除いた、歳出予算に対する執行率は92.1パーセントとなります。

次に3ページを御覧ください。歳入から歳出を差し引いた形式収支（C欄）は、8億3,915万円で、前年度に比べ5,026万7,000円減少し、マイナス5.6パーセントとなりました。次に、実質収支（E欄）は、土木費の交通安全対策事業（森・天宮地区）や町単独道路改良事業、災害復旧費の事業等について、一部令和7年度に繰り越しましたので、翌年度に繰り越すべき財源（D欄）4,425万3,000円を差し引いて7億9,489万7,000円、令和7年度への実繰越額（L欄）も、同額の7億9,489万7,000円であります。なお、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支（F欄）は、789万6,000円の赤字となっております。

続いて決算の概要を歳入から申し上げます。

1ページにお戻りください。1款、町税は24億9,649万9,000円で、前年度に比べ1,946万円減少し、マイナス0.8パーセントとなりました。これは、個人住民税における定額減税による減少や固定資産税における評価替えに伴う地価下落による減によるものであります。

2款、地方譲与税は1億4,051万4,000円となり、前年度に比べ863万8,000円増加し、プラス6.6パーセントとなっております。

5款、株式等譲渡所得割交付金は3,511万円で、県に納入された株式等譲渡所得割のうちの一部が各市町に交付されるものでござ

ざいまして、株式等譲渡所得割の増加により、前年度に比べプラス 51.6 パーセントとなっております。

9 款、環境性能割交付金は 2,045 万 7,000 円で、前年度に比べプラス 20.9 パーセントとなっております。

10 款、地方特例交付金は 9,618 万 4,000 円で、個人住民税の定額減税に伴う減収補填分として交付があったため、前年度に比べ 7,688 万 2,000 円増加し、プラス 398.3 パーセントとなりました。

11 款、地方交付税は 26 億 2,490 万 5,000 円で、前年度に比べ 5,433 万 8,000 円増加し、プラス 2.1 パーセントとなりました。この増加の主な理由といたしましては、職員の給与改定に対応するための算定がされたことなどによるものであります。

15 款、国庫支出金は 13 億 3,927 万 7,000 円で、前年度に比べ 1 億 770 万 6,000 円増加し、プラス 8.7 パーセントとなっております。これは、児童手当制度の拡充に伴う児童手当国庫負担金の増や令和 6 年度に事故繰越しをした公共土木施設補助災害復旧費負担金の増などによるものでございます。

16 款、県支出金は 7 億 2,416 万 7,000 円で、前年度に比べ 5,049 万 3,000 円減少し、マイナス 6.5 パーセントとなっております。これは令和 5 年度へ繰り越した現年発生農業用施設補助災害復旧事業補助金の皆減等によるものであります。

18 款、寄附金は 4 億 2,359 万 4,000 円で、前年度に比べ 1,975 万 4,000 円減少し、マイナス 4.5 パーセントとなりました。これは、「ふるさと応援寄附金」いわゆる「ふるさと納税」でございますが、寄附件数は、前年度より増加しましたが、寄附単価が減少したことによるものでございます。

19 款、繰入金は 6 億 4,683 万円で、前年度に比べ 1 億 2,346 万 2,000 円減少し、マイナス 16.0 パーセントとなりました。これは、財政調整基金繰入金及び減災基金繰入金を減額したことによるものであります。

22 款、町債は 8 億 2,750 万円で、前年度に比べ 1 億 593 万 8,000

円減少し、マイナス 11.3 パーセントとなりました。これは、町単独河川改修事業の財源としての緊急自然災害防止対策事業債の増加がある一方、上水道安全対策事業に係る一般会計出資債の減などによるものであります。

次に自主財源についてであります、4 ページ以降の表を御覧ください。

歳入における自主財源比率は 43.1 パーセントで、前年度より 0.4 ポイントの減となっております。主な要因は、依存財源に該当する国庫支出金、地方特例交付金や地方交付税などが増額したことにより、依存財源の増加額が自主財源の増加額を上回ったためであります。主な自主財源であります町税の歳入決算額に占める構成比は 22.1 パーセントとなり、前年度より 0.5 ポイントの減となっております。

次に歳出でございますが、款、項、目、節の決算額は、お手元の決算書のとおりでございますので、性質別区分による分析に基づいて申し上げます。

説明資料 4 ページの下段、歳出性質別経費比較の表を御覧ください。なお、単位は千円単位となっておりますので、御承知おきください。

歳出に占める人件費、物件費、扶助費、補助費等、公債費などの経常的経費(小計の 1 ～ 6)は、77 億 637 万 5,000 円で、構成比は 73.6 パーセントとなり、前年度に対し 3.2 ポイント上回っております。また、10 の投資的経費は 16 億 5,990 万円で、構成比は 15.9 パーセントとなり、前年度に対し 1.5 ポイント下回っております。経常的経費のうち、1 の人件費は 14 億 5,266 万 2,000 円で、前年度より 386 万 9,000 円の増となっております、これは、人事院勧告に伴う職員の月例給や手当の増額によるものであります。また、人件費比率におきましては、7 ページ中段のグラフにありますように 21.3 パーセントと、前年度の 21.2 パーセントを 0.1 ポイント上回っております。

4 ページに戻りまして 需用費、備品購入費、委託料等 2 の物件費は 17 億 5,299 万円で、前年度に比べ 2 億 6,274 万 8,000 円の増、プラス 17.6 パーセントとなりました。増加の主な要因としては、標準化・共通化システム整備業務委託料や放課後児童クラブ・図書館窓口業務等の包括業務委託料の増等によるものであります。

4 の扶助費は 14 億 9,506 万 2,000 円で、前年度に比べ 1 億 2,236 万 8,000 円増加し、プラス 8.9 パーセントとなりました。これは、児童手当費の増等によるものであります。

5 の補助費等は 20 億 166 万 4,000 円で、前年度に比べ 1 億 2,051 万 9,000 円増加し、プラス 6.4 パーセントとなりました。これは、公共下水道事業会計が公営企業会計へ移行したことに伴い、歳出の性質が繰出金から補助費等に変更したこと等によるものであります。

6 の公債費は 9 億 2,410 万 7,000 円で、前年度に比べ 47 万 9,000 円減少し、マイナス 0.1 パーセントとなりました。投資的経費のうち 10 の(1) 普通建設事業費は 9 億 9,877 万円で、前年度に比べ 5,425 万 9,000 円減少し、マイナス 5.2 パーセントとなっております。これは、天方コミュニティ防災センター用地等購入費や町単独道路改良事業の減額等によるものであります。

次に、普通会計における各指標等について申し上げます。

説明資料の 6 ページの下段を御覧ください。

基金の年度末現在高については、34 億 9,231 万 5,000 円で、前年度に比べ 3 億 1,004 万 7,000 円の減、マイナス 8.2 パーセントとなっております。このうち、財政調整基金につきましては、前年度に比べ、2 億 8,908 万円減の 15 億 2,242 万 3,000 円となっております。また、減債基金につきましては、令和 6 年度普通交付税再算定による追加交付のうち、臨時財政対策債償還基金費分等 3,527 万 4,000 円の積立を行う一方、1 億円を取り崩すとともに、ふるさと応援基金につきましては、ふるさと納税でいただきまし

た寄附金の一部を積み立て、遠州の小京都リノベーション推進事業や森町電動アシスト自転車購入費補助金、地域包括ケア寄附講座設置事業、遠州の小京都推進費及び小中学校のICT推進事業等の財源として2億1,178万6,000円を取り崩しております。企業立地推進基金につきましては、町有地の売却収入等708万8,000円を積み立てております。その他の基金につきましても、寄附金や利息等を積み立てるとともに、各事業の財源として各基金の一部を取り崩しております。

続きまして、7ページを御覧ください。

年度末における町債の現在高は、前年度に比べ6,854万3,000円減少し、86億5,855万2,000円となっております。このうち臨時財政対策債は、33億6,561万7,000円と前年度に比べ3億1,594万9,000円減少しておりますが、この臨時財政対策債は、令和3年度、令和5年度及び令和6年度の国の補正予算により行われた普通交付税の再算定で、臨時財政対策債償還基金費として追加交付された額を除き、元金・利子が全額交付税措置されるものであることを申し添えます。なお、令和3年度、令和5年度及び令和6年度の普通交付税で臨時財政対策債償還基金費として追加交付された額については、減債基金に積立てを行っております。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、算定を行った実質公債費比率は、12.8パーセントとなっており、前年度に比べマイナス0.1ポイントとなっております。なお、この比率が18パーセント以上となると地方債が許可制となり、公債費負担適正化計画を策定しなければなりません、法律上健全な数値と判断しております。

以上が、認定第1号、令和6年度森町一般会計歳入歳出決算と普通会計における各指標の概要でございます。

次に特別会計の決算について説明いたしますので、お手元の決算説明資料の「会計別決算一覧表」も併せて御覧ください。

最初に、認定第2号「令和6年度森町国民健康保険特別会計歳

入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。なお、以下の特別会計についても読み上げは千円単位までとさせていただきます。

決算規模は、歳入総額 20 億 2,782 万 7,000 円、歳出総額 20 億 1,857 万 1,000 円となり、前年度に比べて歳入では 5,175 万 9,000 円減少し、マイナス 2.5 パーセント、歳出では 4,802 万 3,000 円減少し、マイナス 2.3 パーセントとなっております。歳入予算に対する歳入決算の比率は 97.0 パーセント、歳出予算に対する執行率は 96.5 パーセントとなっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額 925 万 5,000 円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。歳入歳出決算書 5・6 ページの事項別明細書を御覧ください。

1 款、国民健康保険税は 3 億 6,645 万円で、前年度に比べて 1,136 万円減少し、マイナス 3.0 パーセントとなっております。

4 款、県支出金は 14 億 7,827 万 4,000 円、前年度に比べて 4,267 万 2,000 円減少し、マイナス 2.8 パーセントとなっております。

7・8 ページ、6 款、繰入金は 1 億 4,626 万 5,000 円で、前年度に比べて 1,016 万 5,000 円減少し、マイナス 6.5 パーセントとなっております。なお、不足する保険税を補填するため、国民健康保険事業基金から 4,500 万円を取り崩し、繰入れを行いました。

次に歳出について申し上げます。

11・12 ページを御覧ください。

2 款、保険給付費は 14 億 3,486 万 1,000 円で、前年度に比べて 4,346 万 6,000 円減少し、マイナス 2.9 パーセントとなっております。なお、森町の一人当たりの年間医療費については、43 万 1,460 円で、前年度に比べて 3,495 円の増加となっております。

15・16 ページ、3 款、国民健康保険事業費納付金は 5 億 3,732 万 5,000 円で、前年度に比べて 838 万円減少し、マイナス 1.5 パーセントとなっております。

以上、認定第2号「令和6年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

次に、認定第3号「令和6年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、町内在住の75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度の被保険者から保険料を徴収し、医療給付を行う静岡県後期高齢者医療広域連合に納めるものであります。

決算規模は、歳入総額2億8,207万8,000円、歳出総額2億8,171万3,000円となり、前年度に比べて歳入では3,831万3,000円増加し、プラス15.7パーセント、歳出では3,843万9,000円増加し、プラス15.8パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は99.1パーセント、歳出予算に対する執行率は99.0パーセントとなっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額36万4,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。

歳入歳出決算書5・6ページの事項別明細書を御覧ください。

1款、後期高齢者医療保険料は2億2,417万3,000円で、前年度に比べて3,170万9,000円増加し、プラス16.5パーセントとなっております。

2款、繰入金は5,724万3,000円で、前年度に比べて3,715万円増加し、プラス14.3パーセントとなっております。

次に、歳出について申し上げます。

9・10ページを御覧ください。

1款、後期高齢者医療広域連合納付金は2億8,157万9,000円で、前年度に比べて3,888万8,000円増加し、プラス16.0パーセントで、歳出総額の99.9パーセントを占めております。

以上、認定第3号「令和6年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

次に、認定第4号「令和6年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

決算規模は、歳入総額23億9,751万7,000円、歳出総額23億188万6,000円で、歳入予算に対する歳入決算の比率は102.9パーセント、歳出予算に対する執行率は98.8パーセントとなっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残高9,563万1,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。

歳入歳出決算書5・6ページの事項別明細書を御覧ください。

1款、保険料は、5億839万4,000円で、65歳以上の第1号被保険者の保険料であります。

3款、国庫支出金5億4,036万8,000円と7・8ページの4款、支払基金交付金5億9,830万7,000円及び5款、県支出金3億2,644万7,000円につきましては、それぞれ、国、社会保険診療報酬支払基金、県からの介護給付費負担金、地域支援事業費交付金等であります。

9・10ページ、7款、繰入金は、3億2,585万1,000円で、一般会計からの介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費負担金等繰入金、及び低所得者保険料軽減繰入金であります。

8款、繰越金は8,314万3,000円で、令和5年度からの繰越金でございます。

11・12ページ、10款、諸収入は、1,483万1,000円で、介護予防サービス計画作成料等であります。

続いて、歳出について申し上げます。

13・14ページを御覧ください。

1款、総務費は、2,288万9,000円で、介護保険の被保険者資格管理、保険料徴収、被保険者証交付、要介護認定等の事務に係るものであります。

2款、保険給付費は、21億3,889万2,000円で、要介護認定者等の介護サービス利用に係る介護給付費、介護給付審査支払手数

料、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費で、歳出総額の 92.9 パーセントを占めております。

15・16 ページ、3 款、地域支援事業費は、1 億 1,610 万 5,000 円で、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業等に係るものであります。

21・22 ページ、4 款、介護予防支援事業費は、975 万 7,000 円で、介護予防サービス計画業務委託料等に係るものであります。

7 款、諸支出金 1,420 万 1,000 円は、保険料の過年度還付金、国・社会保険診療報酬支払基金・県・町からの負担金等の精算による返還金であります。

以上、認定第 4 号「令和 6 年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

次に、認定第 5 号「令和 6 年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。なお、以下三つの特別会計につきましては、円単位まで読み上げさせていただきます。

決算規模は、歳入総額 114 万 918 円、歳出総額は 104 万 3,032 円で、差引残額 9 万 7,886 円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数 61 戸分の使用料及び繰越金でございます。

歳出は、一般管理費と財産管理費でございます。

次に、認定第 6 号「令和 6 年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

決算規模は、歳入総額 245 万 5,447 円、歳出総額 217 万 4,442 円で、差引残額 28 万 1,005 円を翌年度へ繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数 68 戸分の使用料、一般会計繰入金及び繰越金でございます。

歳出は、一般管理費、財産管理費及び令和４年度災害復旧事業に伴う公債費でございます。

次に、認定第７号「令和６年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。

決算規模は、歳入総額 116 万 4,824 円、歳出総額 78 万 3,622 円で、差引残額 38 万 1,202 円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数 15 戸分の使用料、一般会計繰入金及び繰越金でございます。

歳出は、一般管理費と財産管理費でございます。

令和６年度において、いずれの簡易水道事業も健全な経営を維持することができました。簡易水道事業におきましては、給水人口の減少や施設の老朽化など課題も多く、今後さらに経営が厳しくなることが予想されますが、地域住民の需要に応えるべく努めてまいりたいと考えております。

以上、認定第１号から第７号まで一括して説明申し上げましたが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 監査委員から発言があれば、発言を許します。

朝比奈代表監査委員。登壇願います。

代 表
監査委員

（ 朝 比 奈 篤 君 ） 監査委員の朝比奈でございます。

一般会計及び特別会計の決算審査について申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました令和６年度森町一般会計歳入歳出決算及び令和６年度森町国民健康保険特別会計ほか五つの特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る 7 月 17 日、23 日、24 日、28 日、8 月 6 日の 5 日間、川岸和花子監査委員とともに審査を実施いたしました。審査に当たりましては、一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、決算事項特別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、その他関係諸帳簿につきまして、関係法令に準拠して調製

されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、決算諸帳簿、証拠書類との照合を行いますとともに、関係職員から説明を意見聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、各会計の決算書及び調書類は、関係法令に準拠して作成されておりまして、違法、不適切、あるいは計数の誤りが認められず、また、関係諸帳簿、証拠書類の処理も適正であると認められたところでございますが、令和5年度歳出の災害復旧において未執行案件が1件発生したものが、再計上されたこともありました。人為ミスを含め、再発防止策を強く要望するところでございます。

なお、審査の概要と所見を決算審査意見書として提出してございますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 日程第22、認定第8号「令和6年度森町水道事業会計決算認定について」から日程第24、認定第10号「令和6年度森町病院事業会計決算認定について」まで認定3件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

（ 太田康雄 君 ） ただいま一括して上程されました、認定第8号から第10号の各会計決算について、提案理由の説明を申し上げます。

最初に認定第8号「令和6年度森町水道事業会計決算認定について」申し上げます。

まず、財務諸表附属書類の17ページを御覧ください。

令和6年度の業務状況でございますが、年度末給水人口1万5,208人、給水戸数6,333戸、年間総配水量262万9,455立方メ

ートル、年間有収水量 207 万 6,702 立方メートル、有収水量率 78.98 パーセントとなっております。これらの数値を前年度と比較しますと、給水人口では 235 人の減、給水戸数では 14 戸の増、年間総配水量では 8 万 6,348 立方メートルの減、年間有収水量では、11 万 40 立方メートルの減、有収水量率では 1.5 ポイントの減でございます。

これ以降の説明の金額につきましては、千円単位までの読み上げとさせていただきます。なお、各項目の金額は、消費税抜きの金額となっております。

第 3 条予算の収益的収入及び支出の状況でございますが、21 ページから 23 ページを御覧ください。収益費用明細書で御説明申し上げます。収益合計は、前年度対比 3.1 パーセント増収の 3 億 5,654 万 1,000 円、費用合計は、前年度対比 5.3 パーセント増の 3 億 3,372 万 5,000 円で、差引 2,281 万 6,000 円の純利益が生じました。

次に、第 4 条予算の資本的収入及び支出でございますが、24 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出明細書で御説明申し上げます。

資本的収入といたしましては、工事負担金が 9,643 万 1,000 円、企業債が 9,010 万円で、合計 1 億 8,653 万 1,000 円となりました。

資本的支出といたしましては、職員二人分の人件費と町道駅南区画 3 号線外 4 路線配水管布設替工事外 8 件の工事請負費、企業債償還金等で、合計 2 億 4,370 万 3,000 円を支出しました。この結果、支出超過となりましたので、補てん財源といたしまして、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって充当いたしました。

以上が、認定第 8 号「令和 6 年度森町水道事業会計決算認定について」でございますが、今後も水道事業を取り巻く環境の変化に注視し、計画的な施設更新を行ってまいります。また、令和 6 年度に改定した経営戦略に基づき、中長期的な視点で適切な投資

や財源の確保等に取り組むとともに、本年度は新たな料金改定の検討を行い、安全な水の継続的安定供給と水道事業経営の健全化に努めてまいります。

次に、認定第9号「令和6年度森町公共下水道事業会計決算認定について」御説明申し上げます。

令和6年度におきましては、地方公営企業法の適用を受け、水道事業と同様の公営企業会計に移行しました。主要事業としましては、城下地区の污水管渠築造工事及び森町浄化センター等の維持管理業務を実施いたしました。

決算概要につきましては、まず財務諸表附属書類の13ページを御覧ください。

令和6年度の業務状況でございますが、年度末における認可区域内人口は6,292人、供用開始区域内人口は5,929人、使用開始区域人口は3,544人で、下水道接続率は59.8パーセント、年間総処理水量は42万5,627立方メートル、年間総有収水量は41万4,177立方メートルで、有収率は97.3パーセントとなっております。これらの数値を前年度と比較しますと、認可区域内人口は16人の増、供用開始区域内人口は215人の増、使用開始区域人口は122人の増、下水道接続率は0.1ポイントの減でした。また、年間総処理水量は1万2,193立方メートルの増、年間総有収水量は1万3,470立方メートルの増で、有収率では0.4ポイントの増でございます。

これ以降の説明の金額につきましては、千円単位までの読み上げとさせていただきます。なお、各項目の金額は、消費税抜きの金額となっております。

第3条予算の収益的収入及び支出の状況でございますが、17ページから19ページを御覧ください。

収益費用明細書で御説明申し上げます。

収益合計は、4億281万2,000円、費用合計は、3億6,724万4,000円で、差引3,556万8,000円の純利益が生じました。なお、

企業会計化初年度のため、前年度比較は行っておりません。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出でございますが、20ページを御覧ください。資本的収入及び支出明細書で御説明申し上げます。

資本的収入といたしましては、国庫補助金が8,931万4,000円、負担金等が2,874万6,000円、他会計補助金が420万円、企業債が1億8,320万円で、合計3億564万円となりました。資本的支出といたしましては、職員二人分の人件費と城下地区の下水道事業に伴う上水道施設物件移設復旧の補償費、下水道工事として実施しました森地区枝線管渠築造工事（第4工区）外6件の工事請負費、企業債償還金等で、合計3億9,380万5,000円を支出しました。この結果、支出超過となりましたので、補てん財源といたしまして、特別会計からの引継金のほか、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金をもって充当いたしました。

以上が、認定第9号「令和6年度森町公共下水道事業会計決算認定について」でございますが、厳しい財政状況の中、下水道事業におきましても、令和7年度に経営戦略の見直しを図り、より中長期的な視点で適切な維持管理や財源の確保等に取り組むよう努めてまいります。そして、下水道サービスを将来にわたり持続可能で安定的に提供してまいり所存でございます。

次に、認定第10号「令和6年度森町病院事業会計決算認定について」申し上げます。

はじめに、附属資料の9ページを御覧ください。令和6年度の事業報告であります。当年度は、公立森町病院経営強化プランの計画期間初年度であり、病棟の利用率向上による安定的運営、医師並びに看護師の確保を重点施策として、働き方改革や負担軽減、医療DXの推進による経営の効率化などを図り、目標達成に向けて取り組んでまいりました。入院につきましては、急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟の三つの

機能別に分化した病棟において、看護必要度や在宅復帰率などの算定要件を考慮し、看護師などの最適な配置やベッドコントロールによる効率的な病棟運営に努めてまいりました。また、令和6年4月に新設した地域包括ケア支援部を中心に、町内外の多くの介護施設と連携協定を締結し、地域での医療・介護連携を強化したことにより、入院患者数や整形外科の手術が増加し、入院収益は前年度を上回る結果となりました。外来につきましては、病院と家庭医療クリニック、訪問看護ステーションを合計した外来患者数は、前年度を上回る一方、外来収益としては診療報酬改定や新型コロナウイルス患者や化学療法の件数が減少した影響などによる診療単価の低下により前年度を下回る結果となりました。在宅医療につきましては、家庭医療クリニックの医師と在宅医療支援室のコーディネーターが中心となって運営し、在宅医療・介護連携情報システムを有効的に活用した取組により、訪問診療件数は、前年度を上回る結果となりました。建設改良事業につきましては、更新時期を迎えた設備、医療機器、備品等の中から空調・換気設備の更新、手術用照明器、X線CT装置などを購入いたしました。

続きまして、令和6年度の患者動向及び収支状況について、申し上げます。

15・16 ページを御覧ください。

まず、患者の動向であります。入院患者数は、年間延べ数で4万2,865人となり、対前年度比では2,555人の増、率で7.3パーセント増加しております。1日平均では、117.4人で、対前年度比7.3人増加し、病床利用率は前年度を5.5ポイント上回り、89.6パーセントとなりました。外来患者数は、8万4,167人となり、対前年度比では、1,465人の増、率で1.7パーセントの増加となりました。

次に収支状況であります。これ以降の説明の金額は、千円単位までの読み上げとさせていただきます。

第3条予算の収益的収入及び支出の状況であります。20ページから23ページを御覧ください。収益費用明細書で御説明申し上げます。

収入の病院事業収益は、30億8,239万5,000円で、前年度に対し、1億881万7千円増加し、伸び率ではプラス3.7パーセントとなりました。このうち、医業収益は、27億3,665万7,000円で、前年度に対し、1億2,395万7,000円増加し、伸び率はプラス4.7パーセントとなりました。医業収益の内訳では、入院収益が17億7,853万2,000円で、対前年度1億8,772万4,000円増加し、伸び率はプラス11.8パーセントとなりました。また、外来収益は8億1,107万7,000円で、対前年度4,089万1,000円減少し、伸び率はマイナス4.8パーセントとなりました。医業外収益は、3億3,609万7,000円で、対前年度2,150万4,000円減少し、伸び率はマイナス6.0パーセントとなりました。減少の要因は、新型コロナウイルス感染症に係る補助金が皆減したことによります。

次に支出の病院事業費用は、32億833万7,000円で、対前年度9,670万6,000円増加し、伸び率はプラス3.1パーセントとなりました。このうち医業費用は、30億6,102万9,000円で、対前年度9,443万5,000円増加し、伸び率はプラス3.2パーセントとなりました。この結果、決算書5ページの経常損失は、1億1,390万円の計上となりました。これは、医業収益では入院収益が増加したものの、外来収益やその他医業収益が減少し、医業外収益では新型コロナウイルス感染症に係る補助金が皆減し、医業費用では、給与費や材料費などが増加したことによるものであります。なお、特別利益と特別損失を加減した当年度純損失は、1億2,594万2,000円の計上となりました。

続きまして、第4条予算の資本的収入及び支出の状況について申し上げます。24ページを御覧ください。

先に下段、資本的支出から御説明いたします。総額は4億3,700

万 6,000 円で、建設改良費として、設備や医療機器の更新など 1 億 904 万 2,000 円を執行いたしました。また、企業債償還金は、3 億 2,796 万 4,000 円となりました。

次に上段、資本的収入の総額は 3 億 1,639 万 6,000 円で、出資金として、地方公営企業繰出金基準に基づき算出された一般会計出資金 2 億 952 万 1,000 円を繰り入れ、建設改良費の財源として企業債で 1 億 370 万円を収入といたしました。この結果、支出超過となりましたので、補てん財源といたしまして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び過年度分損益勘定留保資金をもって充当いたしました。

以上が、認定第 10 号「令和 6 年度森町病院事業会計の決算認定について」でございますが、病院事業につきましても、経営的には職員の処遇改善による給与費や物価の高騰による材料費や経費等の医業費用が増加しており、今後も非常に厳しい収支状況となることが予測されますが、地域医療を担う病院として持続可能な医療提供体制を維持し、地域にとって必要とされる医療を提供できるよう、努めてまいる所存でございます。

以上、認定第 8 号から第 10 号を一括して説明申し上げますが、よろしく御審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 中根信一郎 君 ） 監査委員から発言があれば、発言を許します。

朝比奈代表監査委員。登壇願います。

代 表 （ 朝 比 奈 篤 君 ） それでは、企業会計の決算審査について
監査委員 申し上げます。

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました令和 6 年度森町水道事業会計決算、令和 6 年度森町公共下水道事業会計決算、令和 6 年度森町病院事業会計決算につきまして、去る 6 月 26 日、川岸和花子監査委員とともに審査を実施いたしました。審査に当たりましては、事業会計の決算書付属書類等につきまして、その事業の経営成績及び財政状態を

議 長

適切に表示しているかを検証するとともに、経済性の発揮及び公共の福祉の増進が図られているかどうかに主眼を置き、会計帳簿、証拠書類との照合、点検及び関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、事業会計の決算書及び附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数の誤りは認められず、経営成績及び財政状況を適切に表示しているものと認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見をそれぞれの会計の決算審査意見書として提出をしておりますので、よろしくお願いいたします。

（ 中根信一郎 君 ）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の議事日程の予定を報告します。9月9日午前9時30分、本会議を開き、議案に対する質疑並びに委員会付託を行います。

本日はこれで散会します。

（ 午前11時58分 散会 ）